

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護契約書別紙
(兼重要事項説明書)

(様)

医療法人光仁会

春日部定期巡回・随時対応型訪問介護看護ひまわりケアセンター

定期巡回・随時対応型訪問介護看護契約書別紙兼重要事項説明書

〈令和 年 月 日現在〉

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 048-760-0121

受付時間 9:00~17:00

窓口担当者 管理者 石田里香

計画作成責任者 石田里香

2. 当事業所の概要

事業所名称 医療法人光仁会春日部定期巡回・随時対応型訪問介護看護ひまわりケアセンター

事業所所在地 埼玉県春日部市下蛭田 125 番地 1 春日部厚生クリニック内

サービスの種類 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

営業日・営業時間 365 日・24 時間営業

事業所番号 1190600146

通常の事業の実施地域 春日部市

3. 当事業所の職員体制

	資格	常勤		非常勤		合計
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	介護福祉士	1名	名	名	名	1名
計画作成責任者	介護福祉士	1名	名	名	名	1名
オペレーター	介護福祉士	1名	2名	名	名	2名
		名	名	名	名	名
		名	名	名	名	名
		名	名	名	名	名
訪問介護員	介護福祉士	1名	6名	名	4名	11名
	実務者研修	名	名	名	名	名
	初任者研修	1名	1名	名	名	2名
		名	名	名	名	名
		名	名	名	名	名
看護職員	保健師	名	名	名	名	名
	看護師	名	4名	名	2名	6名
		名	名	名	名	名

4. 提供するサービスの内容

定期巡回サービス	訪問介護員が、定期的に利用者の居宅を巡回して日常生活上の世話をを行う。
随時対応サービス	あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で随時利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の要否等を判断しサービスを行う。
随時訪問サービス	随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話をを行う。
訪問看護サービス	看護師等が医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は診療の補助を行う。

※次のサービスは介護保険の定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスでは提供できません。

- ① 利用者本人以外の洗濯・調理・買い物・布団干し
- ② 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ③ 来客の応接(お茶・食事の手配など)
- ④ 自家用車の洗車
- ⑤ 草むしり・花木の水やり・植木の剪定
- ⑥ ペットの世話
- ⑦ 家具・電気器具等の移動、修繕、部屋の模様替え
- ⑧ 大掃除、窓ガラス磨き、床のワックスがけ
- ⑨ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ⑩ 特別な手間をかけて行う料理(おせち料理など)

5. 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本額の1割及び2割若しくは3割(介護保険負担割合証に記載の割合)になります。

イ. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I) (1月につき)

(1)訪問看護サービスを行わない場合

(地域区分 6級地 単価 10.42円)

	基本単位	基準額	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	5446単位	56747円	5675円	11350円	17025円
要介護2	9720単位	101282円	10129円	20258円	30387円
要介護3	16140単位	168179円	16818円	33636円	50454円
要介護4	20417単位	212745円	21275円	42550円	63825円
要介護5	24692単位	257291円	25730円	51460円	77190円

(2)訪問看護サービスを行う場合

(地域区分 6級地 単価 10.42円)

	基本単位	基準額	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	7946単位	82798円	8280円	16560円	24840円
要介護2	12413単位	129344円	12935円	25870円	38805円
要介護3	18948単位	197439円	19744円	39488円	59232円
要介護4	23358単位	243391円	24340円	48680円	97360円
要介護5	28298単位	294866円	29487円	58974円	88461円

(3)加算料金(1月につき)

(地域区分 6級地 単価 10.42円)

加算項目	基本単位	基準額	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
ハ. 初期加算	30単位	312円	32円	63円	94円
ニ. 退院時共同指導加算	600単位	6252円	626円	1252円	1876円
ホ. 総合マネジメント 体制強化加算	800単位	8336円	834円	1667円	2501円
ト. サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)イ	640単位	6668円	667円	1334円	2001円
介護職員処遇改善 加算(Ⅰ)	イ+ハ+ニ+ホ+トまでの算定単位数に24.5%に相当する単位数が加算されます。				

(4)加算料金(1月につき)

(地域区分 6級地 単価 10.42円)

加算項目	基本単位	基準額	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
特別管理加算(Ⅰ)	500単位	5210円	521円	1042円	1563円
特別管理加算(Ⅱ)	250単位	2605円	261円	521円	782円
ターミナルケア加算	2500単位	26050円	2605円	5210円	7815円
緊急時訪問看護加算	315単位	3282円	329円	657円	985円

- ※1 キャンセルをする場合は、ご連絡ください。
- ※2 通報のためのケアコール端末及びペンダント型非常通報ボタンを無償で貸し出します。なお、設置料についても無償とします。
- ※3 ご利用者の居宅において、サービスを提供するために必要な電気、ガス、水道等費用はご利用者様のご負担となります。

(5) 支払方法

毎月 10 日までに前月利用分の請求書を送付致します。支払は毎月 15 日に郵便局の口座から自動引落致します。引落確認後領収書を発行致します。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お電話でお申し込みください。当事業所の計画作成責任者がお伺いいたします。定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成と同時に契約を締結後、ケアコール端末の設置終了後、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスの提供を開始します。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員にご相談ください。

(2) サービスの終了

① ご利用様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当と認定された場合
- ・ご利用者様がお亡くなりになった場合

④ その他

当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、又は当事業所が事業縮小した場合は、ご利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。ご利用者様が、サービス利用料金の支払が 1 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず 14 日以内に支払わない場合、又はご利用者様などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(3)鍵の保管について

利用者様宅の合鍵をお預かりするものとします。お預かりする場合は、書面により取扱い方法について説明した上で、鍵をお預かりすることに同意する旨の文書に署名押印を受けた上で、鍵の番号等を記載した預かり書を発行し適切な方法により保管いたします。

事業所は、合鍵を紛失した場合は、速やかに利用者様に連絡するとともに、警察に届出等必要な措置を講ずるものとする。

7. 虐待の防止のための措置

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとやり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 石田里香
-------------	----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止のための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8. 緊急時及び事故発生時の対応方法

① サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

② サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡いたします。

主治医	施設名称			
	医師氏名		連絡先	
居宅介護支援事業所	施設名称			
	連絡先			
ご家族	氏名			
	連絡先			
	氏名			
	連絡先			
市町村	名称	春日部市介護保険担当課		
	連絡先	048-736-1111		

9. 個人情報保護・相談・要望・苦情窓口

定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する、個人情報の保護・相談・要望苦情等は、管理者及び計画作成責任者までお申し出ください。

電話：048-760-0121

(2)その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

春日部市介護保険担当課

電 話 : 048-736-1111

(受付時間 : 8時30分 ~ 17時15分)

さいたま市岩槻区高齢介護課

電 話 : 048-790-0111

(受付時間 : 8時30分 ~ 17時15分)

埼玉県国民健康保険団体連合会

電 話 : 048-824-2568(苦情相談専用)

(受付時間 : 8時30分 ~ 17時15分)

10. 当法人の概要

法人名称	医療法人 光 仁 会
代表者役職・氏名	理事長 西 村 直 久
法人所在地	埼玉県春日部市緑町6丁目11番48
電話番号	048-736-1155

定款の目的に定めた事業

1. 病院及び診療所の経営
2. 訪問看護ステーションの運営
3. 居宅介護支援事業所の運営
4. 地域包括支援センターの運営
5. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の運営
6. 春日部市の委託を受けて実施する包括的支援事業
7. 老人デイサービス事業の運営
8. 老人居宅介護等事業の運営

年 月 日

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者住所 埼玉県春日部市緑町6丁目11番48

事業者名称 医療法人 光 仁 会

代表者職氏名 理事長 西 村 直 久

指定番号 1190600146

事業所住所 埼玉県春日部市下蛭田125番地1

春日部厚生クリニック内

事業所名称 医療法人光仁会春日部定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ひまわりケアセンター

説明者氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から定期巡回・随時対応型訪問介護看護についての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者住所

利用者氏名

代理人(家族の代表者)住所

代理人(家族の代表者)氏名